（尾灯）

第六十六条　平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　尾灯は前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

イ　（略）

ロ　尾灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。ただし、座席の地上面からの高さが五百ミリメートル未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上一メートル以上、二メートル以下となるように取り付けられていること。

(1)　またがり式の座席を有する原動機付自転車

(2)　二輪の原動機付自転車

ハ・ニ　（略）

2　（略）

3　昭和三十九年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一～三　（略）

四　尾灯の取付位置は、地上二メートル以下であること。ただし、座席の地上面からの高さが五百ミリメートル未満の原動機付自転車（次に掲げるものを除く。）に備える尾灯のうち最上部にあるものは、その照明部の中心が地上一メートル以上、二メートル以下となるように取り付けられていること。

(1)　またがり式の座席を有する原動機付自転車

(2)　二輪の原動機付自転車

五・六　（略）

4・5　（略）

6　原動機付自転車については、平成三十二年三月三十一日までの間は、細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条並びに第一項及び第三項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第六百三十四号）による改正前の細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条並びに第一項及び第三項の規定に適合するものであればよい。

（かじ取装置）

第七十三条　平成三十三年三月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十五条の三並びに細目告示第二百五十三条の二、第二百六十九条の二及び第二百八十五条の二の規定は、適用しない。

（座席ベルト）

第七十四条　保安基準第六十六条の二並びに細目告示第二百五十四条の二、第二百七十条の二及び第二百八十六条の二の規定は、平成三十二年三月三十一日までの間は、適用しない。

（尾灯）

第六十六条　平成十七年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一・二　（略）

三　尾灯は前号に掲げる性能を損なわないように、かつ、次の基準に適合するように取り付けなければならない。

イ　（略）

ロ　尾灯は、その照明部の中心が地上二メートル以下となるように取り付けられていること。

ハ・ニ　（略）

2　（略）

3　昭和三十九年十二月三十一日以前に製作された原動機付自転車については、保安基準第六十二条の三の規定並びに細目告示第二百四十六条、第二百六十二条及び第二百七十八条にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

一～三　（略）

四　尾灯の取付位置は、地上二メートル以下であること。

五・六　（略）

4・5　（略）

（新設）

（新設）